

長野県立武道館規則案について

スポーツ課

1 制定の理由及び内容

令和元年7月16日に長野県立武道館条例が公布されることに伴い、長野県立武道館の管理等に関し必要な事項を定めた長野県立武道館規則を制定する。

2 施行期日

令和2年3月1日

(参考) 長野県立武道館の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 位 置 | 佐久市猿久保字野馬窪 |
| 2 | 敷地面積 | 22,323 m ² |
| 3 | 建築面積 | 10,720 m ² |
| 4 | 延べ面積 | 12,382 m ² |
| 5 | 構造等 | RC造+S造+木造 地上2階建 |
| 6 | 整備諸室 | 主道場 競技面積 2,348 m ² (柔・剣道場6面可能)、観客席 1,512 席 道場1 (畳敷き) 競技面積 763 m ² (柔道場3面可能) 道場2 (板張り) 競技面積 763 m ² (剣道場3面可能) その他 会議室・師範室・器具庫・シャワー室 等 |
| 7 | 供用開始 | 令和2年3月 |

長野県立武道館規則案

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県立武道館（以下「武道館」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、専用しないで利用する場合にあっては、口頭によることができる。

- (1) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 利用目的
- (3) 利用日時
- (4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨及び当該徴収する入場料又はこれに類するものの予定総額
- (5) アマチュアスポーツ以外に利用する場合にあっては、その旨
- (6) 利用人員
- (7) 利用する施設の名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。ただし、前条ただし書の場合にあっては、この限りでない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の武道館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武道館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 武道館内に爆発物、可燃物等の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 備品を武道館の外に持ち出さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の秩序の維持について指定管理者が長野県教育

委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

（損傷又は滅失の届出）

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

（利用後の処理）

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（指定の申請）

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合）

第9条 条例第11条第3号に規定する教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名 ⑩

長野県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立武道館条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

長野県立武道館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、武道館の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 武道その他のスポーツの振興を図るため、長野県立武道館（以下「武道館」という。）を佐久市に設置する。

(利用の許可)

第3条 武道館を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第4条 武道館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、武道館の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 武道館の概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、武道館の管理の方法その他の武道館の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、武道館の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 武道館の利用の許可に関する業務
- (3) 武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 武道その他のスポーツの振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 武道館の休館日について、毎月の第1月曜日及び第3月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日）並びに12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) 武道館の利用時間について、午前9時から午後9時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 武道館の利用の停止及び許可の取消しについて、武道館の施設を損傷した場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとすること。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

(協定の締結)

第12条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第13条 武道館を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指

定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は県内の学校が利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(管理等の委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、武道館の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定管理者の指定及び第13条第3項の規定による利用料金の設定並びにこれらに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、第5条から第9条まで、第12条及び第13条第3項の規定の例により行うことができる。

(別表) (第13条関係)

1 主道場、柔道場及び剣道場

(1) 専用する場合

| 区 分 | | 金 額 | |
|-----|------------------|-------------------|--------------------|
| | | アマチュアスポーツに利用する場合 | アマチュアスポーツ以外に利用する場合 |
| 主道場 | 固定された観客席を利用する場合 | 1時間について 8,600円 | 1時間について 34,500円 |
| | 固定された観客席を利用しない場合 | 〃 4,600円 | 〃 18,400円 |
| 柔道場 | | 〃 | 〃 |
| 剣道場 | | 1,500円 | 6,300円 |

(備考) アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、入場料又はこれに類するものを徴収して利用するときは、この表に掲げる区分に従い、当該区分に定める額（2以上の区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額の合計額）に、入場料又はこれに類するものの総額に100分の5を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

(2) 専用しない場合

| 区 分 | 金 額 | |
|-----|-------------------|------------------|
| | 一般 | 小・中学生及び高校生 |
| 主道場 | 1人1時間について 150円 | 1人1時間について 50円 |
| 柔道場 | | |
| 剣道場 | | |

2 会議室

| 区 分 | 金 額 |
|------|-----------------|
| 大会議室 | 1時間について 800円 |
| 小会議室 | 〃 500円 |

3 備品等

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|-----------|
| 備品を利用する場合 | 知事が別に定める額 |
| 冷房又は暖房を利用する場合 | |